

プロポーザル方式食事提供調理業者の募集要領

市立池田病院では、食事提供調理業務に係る委託契約を締結するに当たり、下記のとおり総合評価方式で募集を行う。

1. 募集事項

- (1) 業務名
市立池田病院食事提供調理業務
- (2) 履行場所
池田市城南3丁目1番18号
- (3) 委託事業の内容
「市立池田病院食事提供調理業務仕様書」のとおり
- (4) 委託期間
2018年10月1日～2019年3月31日
ただし2019年4月1日～2021年9月30日までの随意契約を予定する。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約方法
公募型プロポーザル方式による随意契約

2. 参加資格要件

次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 平成29・30年度池田市競争入札参加資格の病院給食業務の登録者もしくは登録の申請中である者。
- (2) 本件の公告の日から評価資料提出日までの間において、「池田市指名停止措置要綱」の規定に基づく指名停止措置を受けていない者。
- (3) 委託業務をできなくなった場合の保証のため、日本メディカル給食協会又は上記
1. (3)の条件を満たす者を本業務の代行者とする契約書等(受託業者と代行者の押印があるもの)の写しを提出できる者。
- (4) 医療法施行規則第9条の10を満たす事業者であること。
- (5) 平成29年11月1日現在で、近畿圏(大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県・滋賀県)の病院で、300床以上の給食業務受託の実績がある者。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む)を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は再生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は再生手続開始の申立てをされなかった者とみなす。

- (9) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (10) 平成12年3月31日以前に民事再生法附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者または又は暴力団員が実質的に経営に参加していない者であること。

3. 参加資格確認申請に関する事項

- (1) 参加しようとするものは、所定の期日までに次に掲げる申請書類(以下「申請書等」という)を提出しなければならない。
 - ① 参加資格審査申請書 (様式1)
 - ② 2. (5) にあげた病院給食の実績の確認できる契約書の写し
- (2) 申請書等は、提出期限まで提出場所に持参し提出しなければならない。

4. 申請書の提出に関する事項

- (1) 提出期間
平成29年11月6日(月)～平成29年11月15日(水)(土曜、日曜、祝祭日を除く)
午前9時から午後5時まで
- (2) 提出場所
池田市城南3丁目1番18号 市立池田病院 事務局 管理課(本館2階)

5. 現場説明会

- 現場説明会は実施しない。
- 調理現場等の見学は希望者に行う。

6. 質問事項

- (1) 委託業務等に関する質問事項がある場合は、次の通り別紙(様式2)により提出すること。
 - ① 提出期間
平成29年11月6日(月)～平成29年11月15日(水)(土曜、日曜、祝祭日を除く)
午前9時から午後5時まで
 - ② 提出場所
池田市城南3丁目1番18号 市立池田病院 事務局 管理課(本館2階)
 - ③ 提出方法
持参によるものとする。
- (2) 質問に対する回答は平成29年11月17日(金)～平成29年12月1日(金)まで市立池田病院ホームページにて掲示する。

7. 見積金額内訳書に関する事項

- 見積に際し、当該見積書に記載される金額に対応した見積金額内訳書(様式3)を提出すること。

8. 評価資料の提出

- 参加しようとするものは、評価を行うための必要資料(以下「評価資料」という)を、次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期限
平成29年12月1日(金)午後5時まで
- (2) 提出場所

池田市城南3丁目1番18号 市立池田病院 事務局 管理課(本館2階)

(3) 提出物

① 提案書(内容は以下の通りとする)

- ・ 社内の研修体制
- ・ 衛生管理状況
- ・ 食中毒、災害等の非常時の対応
- ・ 本業務実施に当たってのメニューの提案
- ・ その他本食事提供調理業務への取組みを表明するもの

② 見積書(見積金額は税抜・年額とすること)

③ 見積金額内訳書(様式3)

④ 人員配置予定表(様式4)

⑤ 過去3年度の収支が確認できる書類。

(4) 提出部数

10部(A4紙ファイル等にとじること・1部以外は複写可)

(5) 提出方法

持参によるものとする。

9. プレゼンテーションの実施

本業務について、プレゼンテーションを実施する。プレゼンテーション内容は評価資料に基づくものとし、さらに提案書でイメージをつかむことが難しい点や特にアピールしたい点等について説明を行うこと。

(1) 日時

平成29年12月8日(金) 午後1時 市立池田病院 本館2階 会議室1

(2) スライドの投影については、プロジェクターは病院側で準備する。接続するPC等は参加者が用意すること。

また、スライド内容の印刷物も10部以上用意すること。

(3) 時間はプレゼンテーション20分、質疑応答10分とする。

10. 契約の交渉権者の決定について

(1) 市立池田病院委託業務業者選定外部委員会(以下「選定委員会」という)において、各参加者の評価資料及びプレゼンテーション内容について、総合的に審査し評価点を算定する。

(2) 予定価格内の見積額を提案したもののうち、最高評価点獲得者を、第一交渉権者とし、以降順次交渉権者を決定する。

ただし評価点在同一のものがあった場合は、見積価格の低いものを上位交渉権者とする。

選定終了後、各参加者に評価点及び順位を通知する。

(3) 選定委員会については、市立池田病院委託業務業者選定外部委員会設置要綱のとおりとする。

11. 資格の喪失

次の各号に該当した参加者は選定委員会において審査の上プロポーザルを無効とする。また、契約締結の日までの間に、交渉権者が次の各号のいずれかに該当することが発覚した場合は、契約を締結しないことが出来る。この場合、市立池田病院は一切の損害賠償の責を追わない。

(1) 参加資格要件に反するもの。

(2) 評価資料に虚偽の内容が記載されている場合。

(3) 評価資料の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。

(4) 評価資料に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。

(5) 評価資料提出期限以降において、池田市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けた場合。

- (6) 本要領に違反または逸脱した場合。
- (7) プレゼンテーションに正当な理由なしに参加しなかった場合。

12. その他

- (1) 一度提出した書類の書換え、引換えまたは撤回をすることは出来ない。
- (2) 提出した書類は、返却しない。
- (3) 参加者は、条件または内容の不明を理由として異議を申し立てることは出来ない。

13. 問い合わせ先

〒563-8510

池田市城南3丁目1番18号

市立池田病院 事務局 管理課 担当者 西村・前野

電話 072-751-2881(内線5266)

FAX 072-754-6374

Eメール : nishimura-hideo@city.ikeda.osaka.jp